半期 報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月8日

【中間会計期間】 第44期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 東京エレクトロン株式会社

【英訳名】 Tokyo Electron Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 潔

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番6号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐伯幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番6号

【電話番号】 03(5561)7000

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 伯 幸 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	回次 第42期中		第43期中	第44期中	第42期	第43期
会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
(1) 連結経営指標等						
売上高	(百万円)	280, 199	333, 138	390, 562	635, 710	673, 686
経常利益	(百万円)	20, 984	36, 754	58, 204	65, 632	75, 951
中間(当期)純利益	(百万円)	1, 272	23, 978	37, 225	61, 601	48, 005
純資産額	(百万円)	273, 285	352, 811	414, 167	332, 165	376, 900
総資産額	(百万円)	579, 885	604, 260	673, 458	644, 319	663, 242
1株当たり純資産額	(円)	1, 534. 56	1, 980. 53	2, 290. 67	1, 863. 28	2, 112. 30
1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	7. 13	134. 64	208. 74	343. 63	267. 61
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	7. 13	134. 58	208. 18	343. 54	267. 32
自己資本比率	(%)	47. 1	58. 4	60. 7	51.6	56.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	32, 960	53, 483	4, 459	114, 349	78, 853
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4, 257	△6, 349	△39, 424	△7, 450	△10, 536
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△28, 245	△35, 877	△28, 056	△34, 343	△43, 420
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	42, 939	126, 222	77, 062	115, 420	140, 023
従業員数	(人)	8,842	8, 881	9, 313	8, 864	8, 901
(2) 提出会社の経営指標	票等					
売上高	(百万円)	229, 154	286, 784	327, 277	536, 711	572, 019
経常利益	(百万円)	12, 143	20, 515	32, 618	33, 227	44, 836
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)	(百万円)	△67	13, 835	21, 440	33, 805	29, 256
資本金	(百万円)	54, 961	54, 961	54, 961	54, 961	54, 961
発行済株式総数	(千株)	180, 610	180, 610	180, 610	180, 610	180, 610
純資産額	(百万円)	231, 057	272, 370	301, 702	262, 814	285, 357
総資産額	(百万円)	505, 288	483, 607	533, 567	555, 987	543, 082
1株当たり純資産額	(円)	1, 297. 44	1, 528. 97	1, 687. 75	1, 474. 67	1, 599. 46
1株当たり 中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)	(円)	△0. 38	77. 68	120. 23	188. 51	163. 02
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	_	77. 65	119. 90	188. 46	162. 84
1株当たり配当額	(円)	15.00	25.00	42.00	45.00	55.00
自己資本比率	(%)	45. 7	56. 3	56. 4	47.3	52. 5
従業員数	(人)	917	1,018	1,075	971	1,006

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 「(2)提出会社の経営指標等」の平成16年9月中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失を計上しているため、記載しておりません。
 - 3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基 準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要 な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

「産業用電子機器]

及びFPD製造装置

- 半 導 体 製 造 装 置 ………… ①東京エレクトロンAT㈱の新設分割により、平成18年4月3 日付にて新たに東京エレクトロン東北㈱及び東京エレクトロンT S㈱を設立しております。
 - ②平成18年6月21日付にて新たに米国現地法人を設立しております (英文名称; TEL VENTURE CAPITAL, INC.)。

3 【関係会社の状況】

新規

名称	住所			議決権の 所有又は	関係内容				
41 例	生別	出資金	事業の内容	被所有割合 (%)	役員の 兼任等	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸	
(連結子会社)									
東京エレクトロン東北㈱	岩手県奥州市		半導体製造装置等 の製造販売	100.0	あり	あり	当社が販売する一部商品の製造	あり	
東京エレクトロンTS㈱	山梨県韮崎市		半導体製造装置等 の製造販売	100. 0	あり	なし	当社が販売する一部商品の製造	なし	
TEL VENTURE CAPITAL, INC.	Santa Clara California U.S.A.	(千US\$) 10,000	有望技術シーズの 発掘・評価・活用	100.0	あり	なし	ベンチャー企業の調査 及び分析、企業評価等	なし	

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当中間連結会計期間における従業員数を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりでありま す。

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)		
産業用電子機器	8, 743		
電子部品	570		
合計	9, 313		

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

	1 /04=- 1 - /4 1 - /2=1
従業員数(人)	1, 075

- (注) 従業員数は就業人員数を表示しております。
- (3) 労働組合の状況 労働組合はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済環境につきましては、原油高に伴う原材料価格等への悪影響の懸念があったものの、引続き景気拡大化傾向を示しました。

当グループの参画しておりますエレクトロニクス産業につきましては、PC(パソコン)、モバイル機器、デジタル家電などが好調に推移しました。また中国やインドなど新経済成長圏向けの携帯電話・PCなど、市場・用途が今後拡大していくものと考えられております。こうした中、これらに搭載される半導体・FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)関連デバイスは、活況でした。

このような状況のもと、当中間連結会計期間の連結売上高は3,905億6千2百万円(前中間連結会計期間比17.2%増)となりました。地域別の売上高をみますと、主力の半導体製造装置の売上高が日本・韓国・米国において好調に推移したほか、台湾においても堅調でした。この結果、国内売上高が1,445億3千9百万円(前中間連結会計期間比22.4%増)、海外売上高が2,460億2千3百万円(前中間連結会計期間比14.4%増)となり、連結売上高に占める海外売上高の比率につきましては63.0%となりました。また、当中間連結会計期間の連結受注高は、4,939億9千8百万円(前中間連結会計期間比66.3%増)となり、当中間連結会計期間末の連結受注残高は、4,644億3千7百万円(前連結会計年度末比28.7%増)となりました。

売上原価は2,711億7千1百万円(前中間連結会計期間比11.2%増)、売上総利益は1,193億9千1百万円(前中間連結会計期間比33.8%増)となりました。この結果、売上総利益率は前中間連結会計期間から3.8ポイント上昇し、30.6%となりました。

販売費及び一般管理費は611億5千万円(前中間連結会計期間比15.4%増)となり、売上高に対する比率は、前中間連結会計期間から0.2ポイント低下し、15.7%となりました。

これらの結果、営業利益は582億4千万円(前中間連結会計期間比60.7%増)、営業利益率は、前中間連結会計期間から4.0ポイント上昇し、14.9%となりました。経常利益は、営業外収益23億1千2百万円(前中間連結会計期間比34.1%増)、営業外費用23億4千9百万円(前中間連結会計期間比93.7%増)を加減し、582億4百万円(前中間連結会計期間比58.4%増)となりました。

特別損益につきましては、2億9千万円の利益(前中間連結会計期間は1億8千万円の損失)となりました。

税金等調整前中間純利益は584億9千4百万円(前中間連結会計期間比59.9%増)、中間純利益は372億2千5百万円(前中間連結会計期間比55.2%増)となり、大幅な増益となりました。この結果、1株当たり中間純利益は208.74円(前中間連結会計期間は134.64円)となりました。

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

① 産業用電子機器事業

当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は3,459億6千1百万円(前中間連結会計期間比18.6%増)、営業利益は566億7千2百万円(前中間連結会計期間比62.9%増)となりました。

≪半導体製造装置≫

デジタル機器に搭載される半導体需要増を受け、半導体メーカーのDRAMやフラッシュメモリー向けを中心とした旺盛な設備投資が実施されており、当社製品に対する引き合いは活発化しております。 こうした状況のもと、当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は2,839億5百万円(前中間連結会計期間比18.7%増)となりました。

装置別動向としましては、装置市場の需給拡大により、塗布現像装置、エッチング装置、熱処理成膜装置、CVD装置、ウェーハプローバ、洗浄装置などの主要製品はいずれも好調でした。

≪FPD製造装置≫

低価格化と大量生産による薄型テレビの普及・拡大に向けて、引続き日本を含むアジアの液晶パネルメーカー各社が戦略的に供給能力を拡大するなか、当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は525億6千8百万円(前中間連結会計期間比22.1%増)となりました。

≪コンピュータ・ネットワーク≫

当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は、84億4千8百万円(前中間連結会計期間比2.1%増)となりました。

主力のSAN(Storage Area Network:外部記憶装置間及び記憶装置とコンピュータの間を結ぶ高速なネットワーク)関連製品においては、企業の個人情報保護法対応、内部統制システム構築、日本版SOX 法対応などが話題となっている中、セキュリティ・ソリューション製品が注目を浴びるようになっております。

ネットワーク関連製品では、サイト構築ビジネス向けの製品及び保守サービス売上が堅調でした。 ≪その他≫

当部門の当中間連結会計期間の外部顧客に対する売上高は5億8千5百万円(前中間連結会計期間 比10.4%減)となりました。

② 電子部品事業

当セグメントの売上高の約9割を占める「半導体製品」においては、設備投資の増加を背景にして 携帯電話基地局向けや医療機器向けが堅調であり、また、個人消費の増加を背景にして携帯電話端末 向けや携帯型音楽プレーヤー向けが堅調でした。

「ボード製品」につきましては、半導体試験装置向けボードコンピュータなどの拡販に努めました。

「ソフトウェア」につきましては、POS端末向けOSの販売が好調でした。

「一般電子部品」につきましては、設備投資の増加を背景にしてスイッチング電源、液晶ディスプレイ、パネルPCなどの産業機器向けは堅調でありました。

これらの結果、当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は456億2千5百万円(前中間連結会計期間比7.0%増)、営業利益は15億5千万円(前中間連結会計期間比7.8%増)となりました。

当中間連結会計期間の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

① 日本

当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は3,726億1千1百万円、営業利益は540億9千9百万円となりました。

② その他の地域

当セグメントの当中間連結会計期間の売上高は728億4千9百万円、営業利益は45億8千7百万円となりました。

なお、前中間連結会計期間においては、全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報を作成しておりません。したがって、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動により獲得したキャッシュ・フローにつきましては、前中間連結会計期間に比べ490億2千4百万円減少の44億5千9百万円となりました。主な内訳は、税金等調整前中間純利益584億9千4百万円、減価償却費88億円、仕入債務の増加54億9千1百万円、未収消費税等の減少47億円がそれぞれキャッシュ・フローのプラスとなった一方、売上債権の増加297億2千万円、たな卸資産の増加195億5千6百万円及び法人税等の支払額231億5千8百万円がキャッシュ・フローのマイナスとなりました。

投資活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、前中間連結会計期間の63億4千9百万円に対し394億2千4百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得87億2千5百万円、定期預金の預入300億円による支出であります。

財務活動により支出したキャッシュ・フローにつきましては、主に第10回無担保社債200億円、第4回無担保新株引受権付社債45億円の償還、配当金の支払53億4千8百万円により、前中間連結会計期間の358億7千7百万円に対し当中間連結会計期間は280億5千6百万円となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末の残高は、前中間連結会計期間末に比べ491億6千万円減少の770億6千2百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)	
産業用電子機器	331, 954	133. 9	
合計	331, 954	133. 9	

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	9, 828	129. 5
電子部品	40, 314	103. 8
合計	50, 143	108. 0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	447, 589	176. 0	455, 607	168.7
電子部品	46, 408	108.8	8, 830	129. 4
合計	493, 998	166. 3	464, 437	167. 7

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
産業用電子機器	345, 508	118. 6
電子部品	45, 054	107. 5
合計	390, 562	117. 2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当グループは、最先端技術の提供と販売した装置に対する徹底した技術サポートを行うことによって、顧客からマーケットの一員として深い信頼と高い評価を得るとともに、半導体関連業界のマーケットリーダーの一員として、業界の世界的成長に携わってまいりました。従来、半導体・FPD製品の用途は、PC・携帯電話中心でしたが、近年の情報化社会の飛躍的進展に伴って、ほとんどの電子製品の基幹部品として、生活の隅々にまで浸透・普及しております。また、顧客であるデバイスメーカーのニーズは従来以上に多様化しており、高いプロセス性能・量産性能を発揮できる差別化技術を組み込んだ製造装置が求められるようになってきております。

当グループは、こうした市場ニーズや事業環境の変化のスピードに対応し、利益率を向上させていくことが経営課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、本年4月にプロダクトマーケティングカ、装置開発力及び製造技術力の強化を目的として機構改革を実施しました。具体的には、主力の半導体製造装置部門において、製品を機軸とするビジネス・ユニットと生産子会社を一本化した4つの事業部に再編し、それぞれの事業分野によりフォーカスして事業展開を行える体制とするとともに、顧客対応力の強化及びスピードアップを図ることを目的として、顧客を機軸として営業とサービスが一体で活動するための営業・サービス統括本部を新設のうえ、組織再編を行いました。

また本年10月1日付をもって、当社本体の組織であった商社ビジネスのコンピュータ・ネットワーク事業を、電子部品商社である当社子会社の東京エレクトロン デバイス株式会社へ吸収分割の手法により移管することといたしました。これにより、新生東京エレクトロン デバイス株式会社では、エレクトロニクス専門商社としてのビジネス・シナジーを追求し、さらなるビジネス成長、収益拡大を目指すとともに、当社本体は開発・製造子会社と一体となって、主力の半導体製造装置及びFPD製造装置事業への選択と集中の加速を図り、ひいては当社グループのさらなる連結業績向上につなげてまいります。

今後は、これら収益力向上のための諸施策に加え、「高付加価値の新製品のリリース」、「製造力の向上」、「ポストセールス(改造・移設等)ビジネスの強化」に引続き積極的に取り組んでいく所存であります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

当グループの研究開発活動は、主として産業用電子機器事業に係わるものであり、半導体製造装置及び FPD製造装置に関し、基礎技術開発、プロセス開発及び個別の装置開発を行っております。

なお、当中間連結会計期間の研究開発費は、前中間連結会計期間比23.8%増の271億6千万円(売上高比7.0%)であります。

当社の研究開発活動は、多様化する半導体製造技術へ対応すべく新製品開発の強化拡大に引き続き努め、特に次世代及び次々世代半導体製造装置に関するモジュール開発や基礎技術開発とプロセス開発を基盤とし、個別の開発では省エネルギー及び環境にも配慮した装置技術の研究開発に注力してまいりました。

当社の研究開発活動拠点は主に韮崎・穂坂地区プロセステクノロジーセンターであります。当該センターでは、300mmウェーハ及び45nm(ナノメートル)以降の微細加工プロセスの基礎技術開発及び評価を行っております。主に、各種成膜技術、プラズマ技術、熱処理技術、ケミカル処理技術、クリーン化技術、流体シミュレーションなど、将来の半導体デバイス製造において必要とされる基礎技術の開発及び評価を行っております。具体的にはデバイス特性を劣化させるパーティクル及び有機物をはじめとするガス・分子状汚染対策等、マイクロコンタミネーションの削減技術の向上、装置メーカーとしてのクリーン対策業務、クリーンルーム環境制御、装置内雰囲気制御、装置構成材料開発及びプロセス最適化のための技術開発などを行っております。加えて有機物、無機物及びイオン等の汚染物質を削減させる観点から、研究対象をクリーンルーム環境からウェーハプロセスまで幅広く見据え、環境改善及び装置開発に貢献し、多種多様の分析機器を駆使し、これら汚染物質のプロセスへの影響を把握し、様々な角度から次世代を担うプロセス装置及びクリーン環境の追求及び装置構成部品の選定・規格化に全力を注いでおります。

また、装置ユーザーの装置メーカーに対する期待は、単に装置を提供することだけにとどまらず、そのプロセス開発を含めた開発全般へと変化しており、最先端のプロセス開発とその性能評価を電気的特性で検証していくことも、また重要な役割となっており、いわゆるプロセスインテグレーション技術としてプロセスモジュール(トランジスタ工程から配線工程まで)の評価を通じて、製造装置のプロセス開発を行っております。具体的には、新規プロセス装置評価、新規材料の集積可能性検証、将来技術の電気特性データによる開発指針づくりなどを行っており、国内外の緊密な装置ユーザー・有力大学等との共同作業・共同開発も頻繁に行い、チャレンジングな技術開発を推進しております。

一方、各製造子会社では、熱処理成膜装置、プラズマプロセス装置、レジスト塗布現像装置、洗浄装置、FPD製造装置、テストシステム装置など固有の開発を手掛ける側面から、量産化・コスト低減等の技術開発などを中心に、装置仕様の標準化、部品共通化、真空排気システム、ロボット、プラットフォームなどサブユニットの共通化、中長期の要望に応えるための新規プラットフォームコンセプトの検証、ソフトウェア高機能化・共通化など個別装置の開発を推進しております。また、各装置間の標準化も同時に行っており、カセット搬送システムの共通化、インターフェース標準化によるモジュール化、次世代通信システム共通化、装置データの有効活用などのソフトウェア開発にも引き続き注力しております。

また、中期的な成長戦略である「新規ビジネスの創造と育成」のため、研究開発の強化、大学や各種研究機関との連携強化に加え、社外の有望技術の発掘・活用にも取り組んでおります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更があったものは、次のとおりであります。

会社名		事業の種類別 セグメントの		投資予定額	質(百万円)	資金調達	着手	完了予定	完成後の
事業所名	所在地	名称	設備の内容	総額	既支払額	神達 方法	年月	年月	増加能力
東京エレクトロン九州(株) 合志事業所他	熊本県 合志市他	産業用 電子機器	プロセス評価 用機械装置	2,008 (注)1	911	自己資金	平成18年 4月	平成19年 3月	プロセス評価 用のため能力 の増加はなし

- (注) 1 当初の計画に比べ、投資予定額を1,002百万円増額いたしました。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (百万円)	資金 調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
東京エレクトロンAT㈱ 藤井事業所	山梨県 韮崎市	産業用 電子機器	FPD製造装置 生産設備等	1, 955	自己資金	平成17年 12月	平成18年 7月	生産能力 50%増加

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設、除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。なお、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設は、次のとおりであります。

会社名	所在地	事業の種類別セグメントの		投資予定額	頁(百万円)	資金調達	着手	完了予定	完成後の
事業所名	別任地	名称	設備の内容	総額	既支払額	洞達 方法	年月	年月	増加能力
東京エレクトロン(株) 仙台事業所	宮城県 仙台市 泉区	産業用 電子機器	事務所 研究所 土地	3, 654	l	自己資金	平成18年 10月	平成19年 3月	デモ・評価用 のため能力の 増加はなし

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300, 000, 000
計	300, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月8日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	180, 610, 911	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	_
計	180, 610, 911	同左	_	_

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権付社債の新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)					
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日) 提出日の前月末 (平成18年11月3				
新株予約権の数(個)	4, 261	4, 228			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	426, 100	422, 800			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり8,807	同左			
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成22年6月30日まで	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 1株当たり4,404 1株当たり4,404	同左			
新株予約権の行使の条件	(注)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左			
代用払込みに関する事項		_			

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
 - 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員 等の地位にあることを要します。
 - 4 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
 - 6 上記3にかかわらず、対象者が平成16年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社 関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6 ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができ ます。
 - 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)					
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日) (
新株予約権の数(個)	8, 286	7, 755			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	828, 600	775, 500			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,794	同左			
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成23年6月30日まで	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 1株当たり6,794 1株当たり3,397	同左			
新株予約権の行使の条件	(注)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左			
代用払込みに関する事項	_	_			

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
 - 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 4 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
 - 6 上記3にかかわらず、対象者が平成17年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社 関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6 ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができ ます。
 - 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月22日)					
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)			
新株予約権の数(個)	6, 845	6, 362			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	684, 500	636, 200			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,884	同左			
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成24年6月29日まで	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 1株当たり5,884 1株当たり2,942	同左			
新株予約権の行使の条件	(注)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左			
代用払込みに関する事項	_	_			

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 2 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約において、年間(1月1日から12月31日までの期間をいいます。)における行使可能な新株予約権の個数の上限及び新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限(以下、新株予約権の個数の上限を「新株予約権行使の上限」といい、発行される株式の発行価額の合計額の上限を「発行価額の上限」といいます。)を定めることができます。対象者はかかる新株予約権行使の上限及び発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければなりません。
 - 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 4 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 5 上記3にかかわらず、対象者が定年により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができます。ただし、海外子会社従業員(ほか身分により様々な限定を設けて)については、この限りではありません。
 - 6 上記3にかかわらず、対象者が平成18年8月1日以降に死亡・定年以外の理由で当社、当社子会社又は当社 関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6 ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができ ます。
 - 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)					
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)			
新株予約権の数(個)	849	同左			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84, 900	同左			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左			
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成37年6月30日まで ただし、米国での納税者を対象と する新株予約権割当契約について は、新株予約権を行使できる期間 を平成20年8月1日とする。	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1株当たり1資本組入額1株当たり1	同左			
新株予約権の行使の条件	(注)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左			
代用払込みに関する事項	_	_			

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 3 上記2にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その死亡日が平成20年8月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 4 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にある対象者については、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成20年7月31日以前のときには平成20年8月1日より1年以内、その喪失日が平成20年8月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員 任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ)当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等 定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の 会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解 雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
 - 5 上記2にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成20年8月1日以降に上記3及び4に定める事由以外の事由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
 - 6 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)					
		提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)			
新株予約権の数(個)	906	884			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90, 600	88, 400			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,468	同左			
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成25年6月28日まで	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 1株当たり6,468 1株当たり3,234	同左			
新株予約権の行使の条件	(注)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左			
代用払込みに関する事項	_	_			

- (注) 1 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 2 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 3 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 4 上記2にかかわらず、対象者が平成19年8月1日以降に死亡以外の理由で当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の日より6ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができます。
 - 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月23日)				
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)		
新株予約権の数(個)	667	653		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66, 700	65, 300		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左		
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成38年5月29日まで ただし、米国での納税者を対象と する新株予約権割当契約について は、新株予約権を行使できる期間 を平成21年7月1日とする。	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1株当たり1資本組入額(注)1	同左		
新株予約権の行使の条件	(注) 2~7	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締 役会の承認を要するものとする。	同左		
代用払込みに関する事項	_	_		

- (注) 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り上げるものとします。
 - 2 新株予約権の分割行使はできないものとします。(新株予約権1個を最低行使単位とします。)
 - 3 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員 又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 4 上記3にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 5 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員 任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ)当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等 定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の 会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解 雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
 - 6 上記3にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記4及び5に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
 - 7 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

② 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債 第5回無担保新株引受権付社債(平成13年6月8日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株引受権の残高(千円)	479, 362	同左
新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格(円)	9, 601	同左
資本組入額(円)	4, 801	同左

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月30日	_	180, 610, 911	_	54, 961, 191	_	78, 023, 165

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

		平成18年9月	1 20 H 20 TT
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20, 552	11. 37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14, 917	8. 25
株式会社東京放送	東京都港区赤坂5丁目3番6号	10, 227	5. 66
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行	6, 713	3. 71
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー Z棟 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	4, 800	2. 65
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行	3, 760	2.08
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行	3, 170	1. 75
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3, 156	1.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,000	1.66
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	2, 885	1.59
計	_	73, 183	40. 51

- (注) 1 証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその関連会社である他4社から平成18年8月31日付で提出された変更報告書により、平成18年8月24日現在、18,331千株所有している旨、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社及びその関連会社である他10社から平成18年10月10日付で提出された変更報告書により、平成18年9月30日現在、11,438千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成18年9月30日現在の実質保有状況の確認ができないため、上記表に含めておりません。
 - 2 ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン、ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103及びステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニーは、主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_		_
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,158,200	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,300,900	1, 783, 009	_
単元未満株式	普通株式 151,811	_	_
発行済株式総数	180, 610, 911	_	_
総株主の議決権	_	1, 783, 009	_

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式16,100株(議決権161個)が含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番6号	2, 158, 200		2, 158, 200	1. 19
1	_	2, 158, 200		2, 158, 200	1. 19

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	8, 650	8, 870	8, 210	8, 290	7, 910	8, 870
最低(円)	7, 930	7, 800	7, 030	6, 980	7, 130	7, 710

⁽注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)における市場相場によるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名》	及び職名	旧役名及	及び職名	氏名				異動年月日
取締役	_	取締役 常務執行役員	製造担当	黒	岩	健	吾	平成18年10月1日
取締役 常務執行役員	製造担当	取締役 常務執行役員	_	岩	津	春	生	平成18年10月1日

第5 【経理の状況】

- 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸 表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正後の中間連 結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

			車結会計期 .7年9月30			車結会計期 8年9月30		要約連	吉会計年度 結貸借対 8年3月31	照表
区分	注記 番号	金額(音	百万円)	構成比 (%)	金額(音	百万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1 現金及び預金			126, 222			107, 062			140, 023	
2 受取手形及び売掛金	₩3		148, 878			199, 349			169, 038	
3 たな卸資産			147, 598			182, 672			163, 745	
4 その他			34, 264			39, 382			44, 844	
貸倒引当金			△ 136			△ 198			△ 164	
流動資産合計			456, 829	75. 6		528, 268	78. 4		517, 487	78. 0
Ⅱ 固定資産										
1 有形固定資産	※ 1									
(1) 建物及び構築物		49, 737			48, 926			48, 075		
(2) その他	※ 2	46, 882	96, 620		47, 856	96, 783		46, 662	94, 738	
2 無形固定資産										
(1) 連結調整勘定		8,800			_			8,000		
(2) のれん		_			7, 200			_		
(3) その他		9, 271	18, 072		8, 108	15, 309		8, 708	16, 709	
3 投資その他の資産		33, 112			33, 409			34, 681		
貸倒引当金		△ 374	32, 738		△ 312	33, 096		△ 374	34, 307	
固定資産合計			147, 431	24. 4		145, 189	21.6		145, 755	22. 0
資産合計			604, 260	100.0		673, 458	100.0		663, 242	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		連結会計期 18年9月30		前連結会計年月 要約連結貸借対 (平成18年3月3	ぎの 照表
区分	注記	金額(百万円)	構成比	5万円) 5万円)	構成比		構成比
(負債の部)	番号		(%)		(%)		(%)
I 流動負債							
1 輸入支払手形		55, 019		71, 646		65, 816	
及び買掛金 2 短期借入金	※ 4	5, 771					
3 一年以内償還予定社債	7. 1	24, 500		5, 500		24, 500)
4 未払法人税等		13, 163		21, 833		22, 895	
5 賞与引当金		6, 467		8, 749		10, 230	
6 製品保証引当金		12, 893		13, 561		12, 219	
7 その他	※ 4	51, 116		61, 885		65, 965	
流動負債合計		168, 932		183, 176			-
Ⅲ 固定負債							
1 社債		35, 500		30, 000		35, 500)
2 長期借入金		3, 000		_		_	-
3 退職給付引当金		36, 819		38, 691		38, 034	Ŀ
4 役員退職慰労引当金		704		699		716	5
5 その他		1, 951		6, 722		5, 742	2
固定負債合計		77, 975	12. 9	76, 113	11. 3	79, 993	12. 1
負債合計		246, 908	40. 9	259, 290	38. 5	281, 621	42. 5
(少数株主持分)							
少数株主持分		4, 540	0.7	_		4, 721	0.7
(資本の部)							
I 資本金		54, 961	9. 1	_		54, 961	8.3
Ⅱ 資本剰余金		78, 023	12. 9	_	_	78, 078	11.8
Ⅲ 利益剰余金		230, 364	38. 1	_		249, 938	37. 7
IV その他有価証券 評価差額金		3, 478	0.6	_	_	5, 117	0.7
V 為替換算調整勘定		1,762	0.3	_	_	3, 921	0.6
VI 自己株式		△15, 779	△ 2.6	_	_	△15, 116	△ 2.3
資本合計		352, 811	58. 4	_	_	376, 900	56.8
負債、少数株主持分 及び資本合計		604, 260	100.0	_	_	663, 242	100.0

			重結会計期 .7年9月30			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(音	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			_			54, 961			_	
2 資本剰余金			_			78, 159			_	
3 利益剰余金			_			281, 483			_	
4 自己株式			_	ı		△14, 127	ı		_	
株主資本合計			_			400, 476	59. 5			
Ⅱ 評価・換算差額等										
1 その他有価証券 評価差額金			_			4, 046				
2 繰延ヘッジ損益			_			△ 339			_	
3 為替換算調整勘定			_			4, 591				
評価・換算差額等 合計			_			8, 298	1. 2			
Ⅲ 新株予約権	※ 5		_			519	0. 1		_	
IV 少数株主持分			_			4, 872	0.7			
純資産合計			_	_		414, 167	61. 5		_	
負債純資産合計						673, 458	100.0		_	_

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間			当中間	間連結会計!	期間	前連結会計年度の 要約連結損益計算書		
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)				成18年 4 月 成18年 9 月		(自 平)	成17年4月 成18年3月	1日
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(ī	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高			333,138	100.0		390,562	100.0		673,686	100.0
売上原価			243,913	73.2		271,171	69.4		483,954	71.8
売上総利益			89,224	26.8		119,391	30.6		189,731	28.2
販売費及び一般管理費										
1 給料手当		8,830			9,205			17,741		
2 賞与引当金繰入額		1,930			2,707			3,002		
3 退職給付引当金繰入額		1,897			1,267			3,740		
4 その他の人件費		2,408			3,248			7,193		
5 研究開発費		21,929			27,160			49,181		
6 その他		15,985	52,982	15.9	17,561	61,150	15.7	33,168	114,028	17.0
営業利益			36,242	10.9		58,240	14.9		75,703	11.2
営業外収益										
1 受取利息		166			334			421		
2 開発補助金収入		707			1,158			1,536		
3 その他		851	1,724	0.5	819	2,312	0.6	1,631	3,589	0.6
営業外費用										
1 支払利息		413			221			686		
2 為替差損		378			1,579			1,675		
3 持分法による投資損失		186			323			402		
4 その他		234	1,213	0.4	224	2,349	0.6	575	3,340	0.5
経常利益			36,754	11.0		58,204	14.9		75,951	11.3
特別利益										
1 前期損益修正益	4	855						855		
2 固定資産売却益	2	49			137			286		
3 新株予約権戻入益	6				526					
4 その他			904	0.3	9	672	0.2		1,141	0.2
特別損失										
1 固定資産売却・除却損	2	338			235			719		
2 減損損失	3	418						418		
3 投資有価証券評価損					146					
4 事業再編損失	5	214						214		
5 その他		113	1,085	0.3	0	382	0.1	412	1,765	0.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			36,574	11.0		58,494	15.0		75,328	11.2
法人税、住民税 及び事業税	1	12,368			21,000			29,190		
法人税等調整額	1		12,368	3.7		21,000	5.4	2,352	26,837	4.0
少数株主利益			227	0.1		268	0.1		484	0.1
中間(当期)純利益			23,978	7.2		37,225	9.5		48,005	7.1

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連約 (自 平成17 至 平成17	吉会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	前連結会 (自 平成17 至 平成18	会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)		
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高			78,023		78,023	
資本剰余金増加高						
自己株式処分差益				55	55	
資本剰余金 中間期末(期末)残高			78,023		78,078	
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高			212,093		212,093	
利益剰余金増加高						
中間(当期)純利益		23,978	23,978	48,005	48,005	
利益剰余金減少高						
1 配当金		5,342		9,795		
2 役員賞与		349		349		
3 自己株式処分差損		0				
4 新規連結子会社増加に伴う 減少高		16	5,708	16	10,161	
利益剰余金 中間期末(期末)残高			230,364		249,938	

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54, 961	78, 078	249, 938	△ 15, 116	367, 861
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,348		△ 5,348
役員賞与			△ 331		△ 331
中間純利益			37, 225		37, 225
自己株式の取得				△ 17	△ 17
自己株式の処分		80		1,006	1, 086
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	80	31, 545	989	32, 615
平成18年9月30日残高(百万円)	54, 961	78, 159	281, 483	△ 14, 127	400, 476

		評化	西・換	算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延へ 損益		為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5, 117		_	3, 921	9, 038	1,013	4, 721	382, 635
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当								△ 5,348
役員賞与								△ 331
中間純利益								37, 225
自己株式の取得								△ 17
自己株式の処分								1,086
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△ 1,071	Δ	339	670	△ 740	△ 494	151	△ 1,083
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△ 1,071	Δ	339	670	△ 740	△ 494	151	31, 532
平成18年9月30日残高(百万円)	4, 046	Δ	339	4, 591	8, 298	519	4, 872	414, 167

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

			前中間連結会割	十期間	当中間	連結会計	期間	要約連絡	古会計年	シュ・
			(自 平成17年4 至 平成17年9			成18年4月 成18年9月		(自 平月	ュー計算 成17年 4 成18年 3	月1日
	区分	注記 番号	金額(百万日	9)	金名	碩(百万円)	金智	預(百万円	月)
	営業活動による キャッシュ・フロー	ш								
1	税金等調整前中間 (当期)純利益			36, 574			58, 494			75, 328
2	減価償却費			9, 211			8,800			19, 170
3	減損損失			418			_			418
4	連結調整勘定償却額			800			_			1,600
5	のれん償却額			_			800			_
6	退職給付引当金の増加額			1, 176			645			2, 372
7	賞与引当金の 増減額(減少:△)		Δ	2, 176		Δ	1, 481			1, 586
8	製品保証引当金の 増減額(減少:△)		Δ	222			1, 200		Δ	985
9	受取利息及び受取配当金		Δ	206		\triangle	387		\triangle	503
10	支払利息			413			221			686
11	前期損益修正益		Δ	855			_		\triangle	855
12	固定資産売却損益(益:△)		Δ	4		\triangle	123		\triangle	224
13	固定資産等除却損			292			221			658
14	新株予約権戻入益			_		\triangle	526			_
15	事業再編損失			214			_			
16	売上債権の 増減額(増加:△)			24, 055		Δ :	29, 720			5, 144
17	たな卸資産の 増減額(増加:△)			12, 443		Δ	19, 556		Δ	5, 467
18	仕入債務の 増減額(減少:△)		Δ	3, 445			5, 491			6, 743
19	未収消費税等の減少額			9, 531			4, 700			2,656
20	前受金の減少額		Δ	18, 860		\triangle	3, 510		\triangle	9, 504
21	その他		Δ	3, 049			2, 258		Δ	208
	小計			66, 314			27, 526			98, 614
22	利息及び配当金の受取額			209			345			502
23	利息の支払額		Δ	464		Δ	254		\triangle	738
24	法人税等の支払額		Δ	12, 575		Δ :	23, 158		Δ	19, 524
	営業活動による キャッシュ・フロー			53, 483			4, 459			78, 853

		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・
			(自 平成18年4月1日	フロー計算書 (自 平成17年4月1日
		至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入 による支出		_	△ 30,000	_
2 有形固定資産の取得 による支出		△ 4,846	△ 8,725	△ 8,600
3 有形固定資産の売却 による収入		426	474	1, 279
4 無形固定資産の取得 による支出		△ 1,715	△ 891	△ 2,610
5 その他		△ 213	△ 281	△ 604
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 6,349	△ 39, 424	△ 10,536
1 短期借入金の 純増減額(減少:△)		△ 264	826	1,037
2 長期借入金の返済 による支出		△ 449	_	△ 5,475
3 社債の償還による支出		△ 30,000	△ 24,500	△ 30,000
4 自己株式の純減少額		262	1, 069	981
5 配当金の支払額		△ 5,342	△ 5,348	△ 9,795
6 その他		△ 84	△ 104	△ 168
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 35,877	△ 28,056	△ 43, 420
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△ 502	60	△ 340
V 現金及び現金同等物の 増減額(減少:△)		10, 754	△ 62,961	24, 555
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		115, 420	140, 023	115, 420
VII 新規連結子会社の現金及び 現金同等物の期首残高		48	_	48
VⅢ 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※ 1	126, 222	77, 062	140, 023

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 25社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンAT(株) 東京エレクトロン九州(株) 東京エレクトロンFE(株) 東京エレクトロン デバイス(株) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.
 - ①前連結会計年度において非連結子会社であったTOKYOELECTRON DEVICE HONG KONGLTD. につきましては、重要性が増したことにより当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。
 - ②TOKYO ELECTRON FRANCE S. A. R. L. につきましては、平 成17年4月1日付にて解散し ております。

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 27社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンAT(㈱ 東京エレクトロン九州(㈱) 東京エレクトロンFE(㈱) 東京エレクトロン デバイス(㈱) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.
 - ①東京エレクトロンAT㈱の新設分割により、当中間連結会計期間において新たに東京エレクトロン東北㈱及び東京エレクトロンTS㈱を設立したことにより、当該2社を連結の範囲に含めております。
 - ②TEL VENTURE CAPITAL, INC. に つきましては、当中間連結会 計期間において新たに設立し たことにより、連結の範囲に 含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE

(SHANGHAI) LTD.

(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、中間純 損益(持分に見合う額)及び利 益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも中間連結財務諸 表に重要な影響を及ぼしてい ないためであります。 (2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE

(SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE

(WUXI) LTD.

(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規 模であり、総資産、売上高、 中間純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う 額)等は、いずれも中間連結財 務諸表に重要な影響を及ぼし ていないためであります。

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 24社 主要な連結子会社の名称 東京エレクトロンAT(株) 東京エレクトロン九州(株) 東京エレクトロンFE(株) 東京エレクトロン デバイス(株) TOKYO ELECTRON AMERICA, INC. TOKYO ELECTRON EUROPE LTD. TOKYO ELECTRON KOREA LTD.
 - ①前連結会計年度において非連結子会社であったTOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD. につきましては、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
 - ②TOKYO ELECTRON KOREA SOLUTION LTD. につきましては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。
 - ③TOKYO ELECTRON FRANCE S.A.R.L. につきましては、平 成17年4月1日付にて解散し ております。
 - ④TEL TECHNOLOGY CENTER, AMERICA, LLC 及 び SUPERCRITICAL SYSTEMS, INC. につきましては、平成17年11 月 30 日 付 に て 合 併 し、TEL TECHNOLOGY CENTER, AMERICA, LLCとなりました。
 - ⑤TOKYO ELECTRON ITALIA S.p.A. につきましては、平成 18年3月31日付にて清算が結 了しております。
 - (2) 主要な非連結子会社の名称 TOKYO ELECTRON DEVICE

(SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE

(WUXI) LTD.

(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社はいずれも小規 模であり、総資産、売上高、 当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う 額)等は、いずれも連結財務諸 表に重要な影響を及ぼしてい ないためであります。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	2 持分法の適用に関する事項	2 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の非連結子会社数	(1) 持分法適用の非連結子会社数	(1) 持分法適用の非連結子会社数
なし	同左	同左
(2) 持分法適用の関連会社数	(2) 持分法適用の関連会社数	(2) 持分法適用の関連会社数
1社	同左	同左
主要な会社等の名称		
㈱イービーム		
(3) 持分法を適用しない主要な非	(3) 持分法を適用しない主要な非	(3) 持分法を適用しない主要な非
連結子会社の名称	連結子会社の名称	連結子会社の名称
TOKYO ELECTRON DEVICE	TOKYO ELECTRON DEVICE	TOKYO ELECTRON DEVICE
(SHANGHAI) LTD.	(SHANGHAI) LTD.	(SHANGHAI) LTD.
(持分法を適用しない理由)	TOKYO ELECTRON DEVICE	TOKYO ELECTRON DEVICE
持分法を適用していない非連	(WUXI) LTD.	(WUXI) LTD.
結子会社は、中間純損益(持分	(持分法を適用しない理由)	(持分法を適用しない理由)
に見合う額)及び利益剰余金	持分法を適用していない非連	持分法を適用していない非連
(持分に見合う額)等からみ	結子会社は、それぞれ中間純	- 結子会社は、それぞれ当期純
て、持分法の対象から除いて	損益(持分に見合う額)及び利	損益(持分に見合う額)及び利
も中間連結財務諸表に及ぼす	益剰余金(持分に見合う額)等	益剰余金(持分に見合う額)等
影響が軽微であり、かつ、全	からみて、持分法の対象から	からみて、持分法の対象から
体としても重要性がないため	除いても中間連結財務諸表に	除いても連結財務諸表に及ぼ
持分法の適用範囲から除外し	及ぼす影響が軽微であり、か	す影響が軽微であり、かつ、
ております。	つ、全体としても重要性がな	全体としても重要性がないた
	いため持分法の適用範囲から	め持分法の適用範囲から除外
	除外しております。	しております。
3 連結子会社の中間決算日等に関	3 連結子会社の中間決算日等に関	3 連結子会社の事業年度等に関す
する事項	する事項	る事項
連 結 子 会 社 の う ち、TOKYO	同左	連 結 子 会 社 の う ち、TOKYO
ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC		ELECTRON (SHANGHAI) LOGISTIC
CENTER LTD.及びTOKYO ELECTRON		CENTER LTD.及びTOKYO ELECTRON
(SHANGHAI)LTD.の中間決算日は、		(SHANGHAI)LTD.の決算日は、12月
6月30日であります。中間連結財		31日であります。連結財務諸表の
務諸表の作成にあたっては、同日		作成にあたっては、同日現在の財

現在の財務諸表を使用し、中間連

結決算日との間に生じた重要な取

引については、連結上必要な調整

を行っております。その他の連結

子会社の中間決算日は、中間連結

決算日と一致しております。

務諸表を使用し、連結決算日との

間に生じた重要な取引について

は、連結上必要な調整を行ってお

ります。その他の連結子会社の決

算日は、連結決算日と一致してお

ります。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 4 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法に よっております。

②たな卸資産

主として個別法による原価法を採用しております。

- ③デリバティブ 時価法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法
 - ①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以 降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法 を採用しております。 在外連結子会社は、主として

定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。

建物及び構築物 2~60年 機械装置及び運搬具

2~17年

定額法によっております。 なお、当社及び国内連結子会 社の自社利用ソフトウェアに ついては、社内における利用

②無形固定資産

可能期間 $(2 \sim 5 \oplus)$ に基づく 定額法を採用しております。 4 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

同左

②たな卸資産

同左

③デリバティブ

同左

- (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法
 - ①有形固定資産

同左

4 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

同左

②たな卸資産

同左

③デリバティブ

同左

- (2) 重要な減価償却資産の減価償 却の方法
 - ①有形固定資産 同左

②無形固定資産 同左

②無形固定資産

同左

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、主 に個別の債権について回収の 可能性を検討し、回収不能見 込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき、当中間連 結会計期間末において発生していると認められる額を計上 しております。

過去勤務債務は、各連結会計 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(4年)による定額法 により按分した額を、費用処 理しております。

数理計算上の差異は、各連結 会計年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数(4年)による定 額法により按分した額を、そ れぞれ発生の翌連結会計年度 から費用処理しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金
 - 同左

②賞与引当金

同左

③退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき、当中間連 結会計期間末において発生していると認められる額を計上 しております。

過去勤務債務は、各連結会計 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(4年)による定額法 により按分した額を、費用処 理しております。

数理計算上の差異は、各連結 会計年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数(4年)による定 額法により按分した額を、そ れぞれ発生の翌連結会計年度 から費用処理しております。 (3) 重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金

同左

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は、 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき、当連結会 計年度末において発生していると認められる額を計上して おります。

過去勤務債務は、各連結会計 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(4年)による定額法 により按分した額を、費用処 理しております。

数理計算上の差異は、各連結 会計年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数(4年)による定 額法により按分した額を、そ れぞれ発生の翌連結会計年度 から費用処理しております。

	<u>r</u>	<u>.</u>
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(追加情報)	至 中风10中3月30日)	(追加情報)
当社及び国内連結子会社は、		当社及び国内連結子会社は、
確定給付企業年金法の施行に		確定給付企業年金法の施行に
伴い、厚生年金基金の代行部		
		伴い、厚生年金基金の代行部
分について、平成17年1月1		分について、平成17年1月1
日に厚生労働大臣から過去分		日に厚生労働大臣から過去分
返上の認可を受け、平成17年		返上の認可を受け、平成17年
7月22日に国に対して返還額		7月22日に国に対して返還額
(最低責任準備金)の納付を行		(最低責任準備金)の納付を行
っております。		っております。
なお、過去分返上認可により		なお、過去分返上認可により
修正された退職給付債務(返還		修正された退職給付債務(返還
相当額)と実際返還額との差額		相当額)と実際返還額との差額
が当中間連結会計期間の損益		が当連結会計年度の損益に与
に与えている影響は軽微であ		えている影響は軽微でありま
ります。		す。
④役員退職慰労引当金	④役員退職慰労引当金	④役員退職慰労引当金
当社及び国内連結子会社は、	同左	当社及び国内連結子会社は、
役員の退職慰労金の支出に備		役員の退職慰労金の支出に備
えるため、内規に基づく中間		えるため、内規に基づく期末
期末要支給額を計上しており		要支給額を計上しておりま
ます。		す。
なお、当社及び一部の国内連		なお、当社及び一部の国内連
結子会社は、取締役会におい		結子会社は、取締役会におい
て平成17年3月末日をもって		て平成17年3月末日をもって
役員退職慰労金制度を廃止す		役員退職慰労金制度を廃止す
ることと致しました。これに		ることと致しました。これに
伴い、平成17年6月開催の定		伴い、平成17年6月開催の定
時株主総会において、各役員		時株主総会において、各役員
の就任時から平成17年3月末		の就任時から平成17年3月末
日までの在任期間に対応する		日までの在任期間に対応する
退職慰労金を各役員の退任時		退職慰労金を各役員の退任時
に支給することと決議したた		に支給することと決議したた
め、当該支給見込額を引当計		め、当該支給見込額を引当計
の、ヨ		り、ヨ級文和先必額を引ヨ計 上しております。
⑤製品保証引当金	⑤製品保証引当金	5製品保証引当金
製品の保証期間中のアフター	② 製品保証 月 金 同左	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
要品の保証期间中の アフター サービスに対する費用の支出	円工	円工
に備えるため、過去の支出実		
績に基づき将来の支出見込額 なきよしております。		
を計上しております。	(4) 套面表现。豆豉却为加州七年	(4) 套面表儿,豆豉却不知君士生
(4) 重要なリース取引の処理方法	(4) 重要なリース取引の処理方法	(4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に	同左	同左
移転すると認められるもの以		
外のファイナンス・リース取		
引については、通常の賃貸借		
取引に係る方法に準じた会計		
処理によっております。		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、当社及び一部の国内連結子会社は、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左	(5) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左
処理を行っております。②ヘッジ手段とヘッジ対象ヘッジ手段 デリバティブ取引(先物為替予約)	②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
ヘッジ対象 外貨建金銭債権 債務及び外貨建 予定取引 ③ヘッジ方針	③ヘッジ方針	③ヘッジ方針
原則、外貨建取引は、取引成 約時(予定取引を含む)に成約 高の範囲内で先物為替予約を 利用することにより、為替変 動リスクをヘッジしておりま	同左	同左
④ヘッジ有効性評価の方法 当社及び一部の国内連結子会 社は、キャッシュ・フローで 動の累計額を比率分析しております。また、連結子会社東 京エレクトロン デバイス概 は、ヘッジ対象とヘッジ手段 との関係が直接的であり、 替相場の変動によるキャン ュ・フローの変動を完全に め、有効性評価は省略しております。	④ヘッジ有効性評価の方法 同左	④ヘッジ有効性評価の方法 同左
(6) その他中間連結財務諸表作成 のための重要な事項 ①消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は、税抜 方式によっております。	(6) その他中間連結財務諸表作成 のための重要な事項 ①消費税等の会計処理の方法 同左	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①消費税等の会計処理の方法 同左
②連結納税制度の適用 当中間連結会計期間から連結 納税制度を適用しておりま す。	②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しており ます。	②連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納税 制度を適用しております。
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金(現金及び現金同等 物)は、手許現金、随時引き出し可 能な預金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値変動について僅少 なリスクしか負わない取得日から 3ヶ月以内に満期日の到来する短 期的な投資からなっております。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成17年9月30日) 至 平成18年3月31日) (固定資産の減損に係る会計基準) (固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間から、「固定 当連結会計年度から、「固定資産 資産の減損に係る会計基準」(「固定 の減損に係る会計基準」(「固定資産 資産の減損に係る会計基準の設定に の減損に係る会計基準の設定に関す 関する意見書」(企業会計審議会 平 る意見書」(企業会計審議会 平成14 成14年8月9日))及び「固定資産の 年8月9日))及び「固定資産の減損 減損に係る会計基準の適用指針」(企 に係る会計基準の適用指針」(企業会 業会計基準委員会 平成15年10月31 計基準委員会 平成15年10月31日 日 企業会計基準適用指針第6号)を 企業会計基準適用指針第6号)を適用 適用しております。 しております。 これにより、税金等調整前中間純 これにより、税金等調整前当期純 利益が418百万円減少しております。 利益が418百万円減少しております。 なお、減損損失累計額について なお、減損損失累計額について は、改正後の中間連結財務諸表規則 は、改正後の連結財務諸表規則に基 に基づき当該資産の金額から直接控 づき当該資産の金額から直接控除し 除しております。 ております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関 する会計基準等) 当中間連結会計期間から「貸借対 照表の純資産の部の表示に関する会 計基準」(企業会計基準委員会 平成 17年12月9日 企業会計基準第5号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表 示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準委員会 平成17年12月 9日 企業会計基準適用指針第8号) を適用しております。 これによる損益に与える影響はあ りません。 なお、従来の「資本の部」の合計 に相当する金額は409,114百万円であ ります。 中間連結財務諸表規則の改正によ り、当中間連結会計期間における中 間連結貸借対照表の純資産の部は、 改正後の中間連結財務諸表規則によ り作成しております。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成17年4月1日
	(企業結合に係る会計基準等)	
	当中間連結会計期間から「企業結	
	合に係る会計基準」(企業会計審議会	
	平成15年10月31日)及び「事業分離等	
	に関する会計基準」(企業会計基準委	
	員会 平成17年12月27日 企業会計基	
	準第7号)並びに「企業結合会計基準	
	及び事業分離等会計基準に関する適	
	用指針」(企業会計基準委員会 平成	
	17年12月27日 企業会計基準適用指針	
	第10号)を適用しております。	
	これによる損益に与える影響はあ	
	りません。	
	中間連結財務諸表規則の改正によ	
	る中間連結財務諸表の表示に関する	
	変更は次のとおりであります。	
	(中間連結貸借対照表)	
	「連結調整勘定」は、当中間連結	
	会計期間から「のれん」として表示	
	しております。	
	(中間連結キャッシュ・フロー計算	
	書)	
	「連結調整勘定償却額」は、当中	
	間連結会計期間から「のれん償却	
	額」として表示しております。	

V. I. BENDA / L A - L Da PR	VIV. 1. HB VIV. 1. A 21 HB HB	V/VIII/
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成18年4月1日	至 平成17年4月1日
	(自己株式及び準備金の額の減少等に	
	関する会計基準等の一部改正)	
	当中間連結会計期間から、改正後	
	の「自己株式及び準備金の額の減少	
	等に関する会計基準」(企業会計基準	
	委員会 最終改正平成18年8月11日	
	金賞会 最高級エー版16年6月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式	
	及び準備金の額の減少等に関する会	
	計基準の適用指針」(企業会計基準委員会・思想を表現したのである。	
	員会 最終改正平成18年8月11日 企	
	業会計基準適用指針第2号)を適用し	
	ております。	
	これによる損益に与える影響はあ	
	りません。	
	中間連結財務諸表規則の改正によ	
	り、当中間連結会計期間における中	
	間連結財務諸表は、改正後の中間連	
	結財務諸表規則により作成しており	
	ます。	
	(ストック・オプション等に関する会	
	計基準等)	
	当中間連結会計期間から「ストッ	
	ク・オプション等に関する会計基	
	準」(企業会計基準委員会 平成17年	
	12月27日 企業会計基準第8号)及び	
	「ストック・オプション等に関する	
	会計基準の適用指針」(企業会計基準	
	委員会 最終改正平成18年5月31日	
	企業会計基準適用指針第11号)を適用	
	しております。	
	これにより、営業利益、経常利益	
	及び税金等調整前中間純利益はそれ	
	ぞれ40百万円減少しております。	
	なお、セグメント情報に与える影	
	響は、当該箇所に記載しておりま	
	す。	
	(役員賞与に関する会計基準)	
	当中間連結会計期間から「役員賞	
	与に関する会計基準」(企業会計基準	
	委員会 平成17年11月29日 企業会計	
	基準第4号)を適用しております。	
	これにより、営業利益、経常利益	
	及び税金等調整前中間純利益はそれ	
	ぞれ334百万円減少しております。	
	なお、セグメント情報に与える影	
	響は、当該箇所に記載しておりま	
	す。	
	7 0	

前中間連結会計期間 平成17年4月1日

平成17年9月30日)

(中間連結貸借対照表)

前中間連結会計期間末において独立掲記しておりまし た流動負債の「前受金」(当中間連結会計期間末24,136 百万円)は、当中間連結会計期間末において負債、少数 株主持分及び資本の合計額の100分の5以下となったた め、当中間連結会計期間末においては流動負債の「その 他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書)

- 1 前中間連結会計期間において営業外収益に独立掲記し ておりました「固定資産賃貸料」(当中間連結会計期間 140百万円)は、当中間連結会計期間において営業外収益 の100分の10以下となったため、営業外収益の「その 他」に含めて表示しております。
- 2 前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」 に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」 は、当中間連結会計期間において営業外費用の100分の 10を超えたため、区分掲記いたしました。

なお、前中間連結会計期間の営業外費用の「その他」 に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」 は139百万円であります。

- 3 前中間連結会計期間において営業外費用に独立掲記し ておりました「固定資産賃貸費用」(当中間連結会計期 間117百万円)は、当中間連結会計期間において営業外費 用の100分の10以下となったため、営業外費用の「その 他」に含めて表示しております。
- 4 前中間連結会計期間において特別損失に独立掲記して おりました「貸倒引当金繰入額」(当中間連結会計期間 13百万円)は、当中間連結会計期間において特別損失の 100分の10以下であるため、特別損失の「その他」に含 めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッ シュ・フローに独立掲記しておりました「役員退職慰労 引当金の減少額」(当中間連結会計期間△43百万円)及び 「貸倒引当金の増加額」(当中間連結会計期間26百万円) は、当中間連結会計期間において金額的重要性が乏しい ため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」 に含めて表示しております。

当中間連結会計期間 平成18年4月1日 (白 平成18年9月30日)

(中間連結貸借対照表)

- 前中間連結会計期間末において独立掲記しておりまし た流動負債の「短期借入金」(当中間連結会計期間末 2,927百万円)は、当中間連結会計期間末において負債及 び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当中間 連結会計期間末においては流動負債の「その他」に含め て表示しております。
- 2 前中間連結会計期間末において独立掲記しておりまし た固定負債の「長期借入金」(当中間連結会計期間末 3,000百万円)は、当中間連結会計期間末において負債及 び純資産の合計額の100分の1以下であるため、当中間 連結会計期間末においては固定負債の「その他」に含め て表示しております。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において特別損失の「その他」に 含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、 当中間連結会計期間において特別損失の100分の10を超 えたため、区分掲記いたしました。

なお、前中間連結会計期間の特別損失の「その他」に 含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は94 百万円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
※ 1	有形固定資産の減価償却累計	※ 1	有形固定資産の減価償却累計	※ 1	有形固定資産の減価償却累計
	額 129,067百万円		額 136,061百万円		額 132,616百万円
※ 2	国庫補助金等により有形固定	※ 2	同左	※ 2	同左
	資産(土地)の取得価額から直				
	接減額した額 458百万円				
※ 3		※ 3	中間連結会計期間末日満期手	※ 3	
			形の会計処理については、手		
			形交換日をもって決済処理しております。		
			ております。		
			なお、当中間連結会計期間末 日が金融機関の休日であった		
			ため、次の中間連結会計期間		
			末日満期手形が、中間連結会		
			計期間末残高に含まれており		
			ます。		
			受取手形 49百万円		
※ 4	当社及び一部の国内連結子会	※ 4	当社及び一部の国内連結子会	※ 4	当社及び連結子会社において
/•\ I	社においては、運転資金の効	/•\` I	社においては、運転資金の効	/•\ 1	は、運転資金の効率的な調達
	率的な調達を行うため、取引		率的な調達を行うため、取引		を行うため、取引銀行6行と
	銀行6行と当座貸越契約及び		銀行7行と当座貸越契約及び		当座貸越契約及び貸出コミッ
	貸出コミットメント契約を締		貸出コミットメント契約を締		トメント契約を締結しており
	結しております。		結しております。		ます。
	当中間連結会計期間末におけ		当中間連結会計期間末におけ		当連結会計年度末における当
	る当座貸越契約及び貸出コミ		る当座貸越契約及び貸出コミ		座貸越契約及び貸出コミット
	ットメントに係る借入未実行		ットメントに係る借入未実行	、に係る借入未実行 メントに係る借入未実行	
	残高等は次のとおりでありま		残高等は次のとおりでありま		等は次のとおりであります。
	す。		す。		
	当座貸越極度額		当座貸越極度額		当座貸越極度額
	及び貸出コミッ 114,300百万円 トメントの総額		及び貸出コミッ 124,837百万円 トメントの総額		及び貸出コミッ 114,800百万円 トメントの総額
	借入実行残高 194百万円		借入実行残高 2,478百万円		借入実行残高 1,300百万円
	差引額 114, 106百万円		差引額 122, 358百万円		差引額 113,500百万円
※ 5		※ 5	新株引受権付社債の新株引受	※ 5	
- X 9		- X 9	権(当中間連結会計期間末479	** 3	
			百万円)は、「新株予約権」に		
			含めて表示しております。		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
※1 当中間連結会計期間における 税金費用については、簡便法 による税効果会計を適用して いるため、法人税等調整額は 「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しておりま す。	※1 同左	※1 ————————————————————————————————————	
※2 固定資産売却・除却損益の内 訳	※2 固定資産売却・除却損益の内 訳	※2 固定資産売却・除却損益の内 訳	
売却益建物及び構築物3百万円有形固定資産(その他)45百万円合計49百万円	売却益 有形固定資産(その他) 137百万円 合計 137百万円	売却益建物及び構築物59百万円有形固定資産(その他)226百万円合計286百万円	
売却損	売却損	売却損	
建物及び構築物0百万円有形固定資産(その他)45百万円合計45百万円	建物及び構築物11百万円有形固定資産(その他)2百万円合計13百万円	建物及び構築物0百万円有形固定資産(その他)61百万円合計61百万円	
除却損建物及び構築物47百万円有形固定資産(その他)225百万円無形固定資産(その他)19百万円合計292百万円	除却損建物及び構築物51百万円有形固定資産(その他)156百万円無形固定資産(その他)14百万円合計221百万円	除却損建物及び構築物84百万円有形固定資産(その他)546百万円無形固定資産(その他)27百万円合計658百万円	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成17年3月31日)			
※3 減損損失	※ 3 ———	※3 減損損失			
当グループは、原則として遊休資		当グループは、原則として遊休資			
産及び保養所等の非事業用資産につ		産及び保養所等の非事業用資産につ			
いては個別案件ごとに、事業用資産		いては個別案件ごとに、事業用資産			
については損益管理を合理的に行え		については損益管理を合理的に行え			
る事業単位を基礎とした区分に基づ		る事業単位を基礎とした区分に基づ			
き、資産のグルーピングを行ってお		き、資産のグルーピングを行ってお			
ります。		ります。			
当中間連結会計期間において、継		当連結会計年度において、継続的			
続的な地価の下落により減損の兆候		な地価の下落により減損の兆候が認			
が認められた一部非事業用資産につ		められた一部非事業用資産につき、			
き、帳簿価額を回収可能価額まで減		帳簿価額を回収可能価額まで減額			
額し、当該減少額を減損損失として		し、当該減少額を減損損失として特			
特別損失に計上しております。当中		別損失に計上しております。当連結			
間連結会計期間における減損損失の		会計年度における減損損失の内訳は			
内訳は以下のとおりであります。		以下のとおりであります。			
場所 用途 種類及び減損 損失の内訳		場所 用途 種類及び減損 損失の内訳			
北海道虻田郡 倶知安町及び 神奈川県足柄 下郡箱根町 保養所 土地 418百万円		北海道虻田郡 倶知安町及び 神奈川県足柄 下郡箱根町			
なお、回収可能価額については正 味売却価額により測定しており、正 味売却価額は、第三者による合理的 に算定された市場価格に基づき算定 しております。		なお、回収可能価額については正 味売却価額により測定しており、正 味売却価額は、第三者による合理的 に算定された市場価格に基づき算定 しております。			
※4 前期損益修正益は、過年度に おける外国間接税の還付等に 関するものであります。	※ 4	※4 前期損益修正益は、過年度に おける外国間接税の還付等に 関するものであります。			
※5 事業の再編に伴う、資産評価 減及び処分等の費用であります。	※ 5	※5 事業の再編に伴う、資産評価 減及び処分等の費用であります。			
※ 6	※6 当中間連結会計期間に行使請求期間が満了した新株引受権の未行使残高(当中間連結会計期間526百万円)は、新株予約権戻入益に含めて表示しております。	* 6			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	180, 610	_	_	180, 610

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	2, 336	2	180	2, 158

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名 内訳	目的となる		当中間連結 会計期間末				
云红名	女 [14]	株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	残高 (百万円)
	平成12年新株引受権	普通株式	_	_	_	_	_
提出会社	平成13年新株引受権	普通株式	_	_	_	_	479
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	_	_	_	_	_	40
	合計		_	_	_	_	519

- (注) 1 平成12年新株引受権及び平成13年新株引受権につきましては、当該新株引受権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、中間連結会計期間末の発行済株式総数に対する割合に重要性が乏しいため、目的となる株式の数の注記を省略しております。
 - 2 平成18年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	5, 348	30	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 495	42	平成18年9月30日	平成18年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額 との関係 「現金及び現金同等物」の中 間期末残高と中間連結貸借対 照表に掲記されている「現金 及び預金」の金額は一致して おります。	 ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 107,062百万円預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △30,000百万円超える定期預金 77,062百万円 	※1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 「現金及び現金同等物」の期 末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預 金」の金額は一致しております。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 平成17年4月1日 平成18年4月1日 平成17年4月1日 (白 (白 (白 平成17年9月30日) 平成18年9月30日) 平成18年3月31日) リース物件の所有権が借主に移 リース物件の所有権が借主に移 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の 転すると認められるもの以外の 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当 (1) リース物件の取得価額相当 (1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及 額、減価償却累計額相当額及 額、減価償却累計額相当額及 び中間期末残高相当額 び中間期末残高相当額 び期末残高相当額 機械装置 機械装置 機械装置 工具器具 工具器具 その他 合計 合計 合計 及び備品 及び備品 運搬具 運搬具 運搬具 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) (百万円) 取得価額 取得価額 取得価額 1,311 5 5 1, 255 55 1.450 1, 456 1.441 1.447 相当額 相当額 相当額 減価償却 減価償却 減価償却 累計額 889 15 905 累計額 928 930 累計額 795 796 1 相当額 相当額 相当額 中間期末 中間期末 期末残高 365 406 522 3 526 651 残高 40 残高 646 4 相当額 相当額 相当額 なお、取得価額相当額は、未経 同左 なお、取得価額相当額は、未経 過リース料中間期末残高が有形 過リース料期末残高が有形固定 固定資産の中間期末残高等に占 資産の期末残高等に占める割合 める割合が低いため、支払利子 が低いため、支払利子込み法に 込み法により算定しておりま より算定しております。 す。 (2) 未経過リース料中間期末残高 (2) 未経過リース料中間期末残高 (2) 未経過リース料期末残高相当 相当額 相当額 額 1年以内 206百万円 1年以内 169百万円 1年以内 247百万円 356百万円 1年超 199百万円 1年超 1年超 403百万円 合計 406百万円 合計 526百万円 合計 651百万円 同左 なお、未経過リース料中間期末 なお、未経過リース料期末残高 残高相当額は、未経過リース料 相当額は、未経過リース料期末 中間期末残高が有形固定資産の 残高が有形固定資産の期末残高 中間期末残高等に占める割合が 等に占める割合が低いため、支 低いため、支払利子込み法によ 払利子込み法により算定してお り算定しております。 ります。 (3) 支払リース料及び減価償却費 (3) 支払リース料及び減価償却費 (3) 支払リース料及び減価償却費 相当額 相当額 相当額 支払リース料 支払リース料 支払リース料 209百万円 133百万円 318百万円 減価償却費相当額 減価償却費相当額 減価償却費相当額 318百万円 209百万円 133百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 (4) 減価償却費相当額の算定方法 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 同左 同左 残存価額を零とする定額法に よっております。 2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 未経過リース料 未経過リース料 1年以内 1年以内 1年以内 515百万円 605百万円 690百万円 1年超 669百万円 1年超 893百万円 1年超 696百万円 1,498百万円 1,386百万円 合計 1,184百万円 合計 合計

有価証券

1 時価のある有価証券

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの 前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末につきましては、該当事項はありません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度末 (平成18年3月31日)		
区分	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額	差額	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額	差額	取得原価	連結 貸借対照 表計上額	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
① 株式	5, 393	11, 229	5, 836	5, 348	12, 139	6, 790	5, 348	13, 940	8, 591
② その他	113	116	3	113	118	5	113	119	5
合計	5, 507	11, 346	5, 839	5, 461	12, 257	6, 796	5, 461	14, 059	8, 597

2 時価評価されていない主な有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
区分	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買を除く)	516	370	516

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いているため、該当事項は ありません。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

通貨関連

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	うち1年超 (五年四)	
市	為替予約取引				
場取引	売建				
以外	米ドル	42,732	27,917	44,235	△ 1,502
0)	買建				
取引	米ドル	1,772	1,601	1,830	57
	合計	_	_	_	△ 1,445

(注) 1 時価の算定方法

時価は先物相場を使用しております。

2 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	うち1年超 時間	
市場取る	為替予約取引				
引以外の質	米 ド ル 買 建	45,872	45,872	46,312	△ 440
取引	米ドル	1,908	1,908	1,922	13
	合計	_	_	_	△ 427

(注) 1 時価の算定方法

時価は先物相場を使用しております。

2 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 40百万円

2 ストック・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社執行役員 20 当社国内子会社取締役 5 当社国内子会社執行役員 28 当社海外子会社役員 10 当社海外子会社従業員 29
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)	普通株式 66,900
付与日	平成18年6月24日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	平成18年6月24日~平成21年6月30日
権利行使期間	平成21年7月1日~平成38年5月29日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	7, 205

- (注) 1 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員 又は従業員等の地位にあることを要します。
 - 2 上記1にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が平成21年6月30日以前のときは平成21年7月 1日より1年以内、その死亡日が平成21年7月1日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内(ただし、 権利行使期間の末日までとします。)に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができます。
 - 3 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が以下のいずれかの事由により、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合(同時に又は連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を喪失した場合。以下同じ。)には、その喪失日が平成21年6月30日以前のときには平成21年7月1日より1年以内、その喪失日が平成21年7月1日以降のときには当該地位の喪失日より1年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は権利行使することができる旨定めることができます。
 - ア) 当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は執行役員 任期満了による退任その他当社取締役会がこれに準ずると認めた事由
 - イ)当社、当社子会社又は当社関連会社の従業員等 定年退職、当社、当社子会社又は当社関連会社の社命による当社、当社子会社又は当社関連会社以外の 会社への転籍、私傷病及び業務上の傷病を主たる理由とする退職、経営上やむを得ない事由による解 雇、その他当社取締役会がこれらに準ずると認めた事由
 - 4 上記1にかかわらず、当社は、新株予約権割当契約において、対象者が平成21年7月1日以降に上記2及び3に定める事由以外の事由で、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員等の地位を喪失した場合には、当該地位の喪失日より3ヶ月以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、対象者は新株予約権を行使することができる旨定めることができます。
 - 5 その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるとおりとします。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	産業用 電子機器	電子部品	計	消去又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	291, 229	41, 909	333, 138	_	333, 138
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	510	713	1, 223	(1, 223)	_
計	291, 740	42, 622	334, 362	(1, 223)	333, 138
営業費用	256, 956	41, 183	298, 140	(1, 244)	296, 896
営業利益	34, 783	1, 438	36, 222	20	36, 242

- (注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。
 - 2 各区分の主な製品
 - (1) 産業用電子機器……・半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、コンピュータ・システム及びネットワーク、その他
 - (2) 電子部品……半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品等

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	産業用 電子機器	電子部品	計	消去又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	345, 508	45, 054	390, 562	- -	390, 562
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	453	571	1, 024	(1, 024)	_
≅ +	345, 961	45, 625	391, 587	(1, 024)	390, 562
営業費用	289, 289	44, 075	333, 364	(1, 042)	332, 321
営業利益	56, 672	1, 550	58, 222	18	58, 240

- (注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。
 - 2 各区分の主な製品
 - (1) 産業用電子機器……半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、コンピュータ・システム及びネットワーク、その他
 - (2) 電子部品……半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品等
 - 3 会計処理の方法の変更
 - (1) ストック・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(ストック・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は40百万円増加し、営業利益は同額減少しております。なお、電子部品事業について与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「役員 賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、産業用電子機器事業については、営業費用は326 百万円、電子部品事業については、営業費用は8百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	産業用 電子機器	電子部品	計	消去又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	586, 805	86, 880	673, 686	_	673, 686
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,003	1, 409	2, 412	(2, 412)	_
計	587, 809	88, 290	676, 099	(2, 412)	673, 686
営業費用	515, 240	85, 189	600, 430	(2, 447)	597, 983
営業利益	72, 568	3, 100	75, 668	34	75, 703

- (注) 1 事業の区分は、製品及び役務の種類、販売方法等の類似性を考慮して区分しております。
 - 2 各区分の主な製品
 - (1) 産業用電子機器……・半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、コンピュータ・システム及びネットワーク、その他
 - (2) 電子部品………半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子部品等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本	その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	339, 624	50, 938	390, 562	_	390, 562
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	32, 987	21, 911	54, 898	(54, 898)	
∄ +	372, 611	72, 849	445, 461	(54, 898)	390, 562
営業費用	318, 512	68, 262	386, 774	(54, 452)	332, 321
営業利益	54, 099	4, 587	58, 686	(445)	58, 240

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他の地域に属する主な国又は地域 米国、欧州、韓国
 - 3 会計処理の方法の変更
 - (1) ストック・オプション等に関する会計基準

「会計処理の変更」の(ストック・オプション等に関する会計基準等)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は40百万円増加し、営業利益は同額減少しております。

(2) 役員賞与に関する会計基準

「会計処理の変更」の(役員賞与に関する会計基準)に記載のとおり、当中間連結会計期間から「役員 賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用してお ります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本については、営業費用は334百万円増加し、 営業利益は同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本	その他の地域	計	消去又は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	602, 564	71, 121	673, 686	_	673, 686
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	61, 442	43, 811	105, 253	(105, 253)	_
計	664, 007	114, 933	778, 940	(105, 253)	673, 686
営業費用	588, 933	107, 639	696, 572	(98, 589)	597, 983
営業利益	75, 073	7, 293	82, 367	(6, 664)	75, 703

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他の地域に属する主な国又は地域 米国、欧州、韓国

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

		台湾	米国	韓国	その他	計
Ι	海外売上高(百万円)	93, 591	45, 404	35, 463	40, 567	215, 027
П	連結売上高(百万円)					333, 138
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	28. 1	13.6	10.6	12. 2	64. 5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他に属する主な国 シンガポール、アイルランド、中国
 - 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

		台湾	米国	韓国	その他	計
I	海外売上高(百万円)	84, 319	53, 242	50, 271	58, 189	246, 023
П	連結売上高(百万円)					390, 562
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.6	13.6	12.9	14. 9	63. 0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他に属する主な国 中国、シンガポール、ドイツ
 - 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

		台湾	米国	韓国	その他	計
I	海外売上高(百万円)	150, 322	93, 314	83, 571	83, 947	411, 154
П	連結売上高(百万円)					673, 686
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22. 3	13. 9	12.4	12.4	61.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 その他に属する主な国 シンガポール、アイルランド、中国
 - 3 海外売上高は、当グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間につきましては、重要な企業結合等はないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	1,980円53銭	2,290円67銭	2,112円30銭
1株当たり中間(当期)純利益	134円64銭	208円74銭	267円61銭
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	134円58銭	208円18銭	267円32銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
23, 978	37, 225	48, 005
23, 978	37, 225	47, 674
	I	331
_	_	331
178, 096	178, 331	178, 145
_	_	△0
_		$\triangle 0$
37	476	166
35	2	32
73	479	198
新株引受権2種類(新株 引受権の数7,737個)、 株 引受権の数7,737個)、 株 所 大 行 行 行 行 行 行 行 行 行 が は 大 り は 大 り く 大 が れ て い さ れ り く り く り 、 さ れ り く り 、 さ 、 さ り 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら	新株引受権 1 種類(新株 引受権の数4,172個)、 新株 引受権の数4,761個)及 予約権3 種類(新 大 の数4,761個)及 る る は 大 い り が は 大 の 数415千株)。 こ 大 の き な 詳 が は 、 、 「 新 株 子 の 数 4 1 5 1 5 1 8 2 8 2 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	新株引受権2種類(新株 引受権2種類(新株 引受権7,549個)、 新機権の数7,549個)、 特権の数7,549個) 株務を 新種類(新株 の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大
	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年4月1日 平成18年9月30日) 23,978 37,225 23,978 37,225 23,978 37,225

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

事業の種類別セグメント区分の変更

平成18年10月1日付にて、当社コンピュータ・ネットワーク部門を会社分割により連結子会社東京エレクトロン デバイス㈱に承継させております。

これに伴い、当グループの事業内容の特性及び管理体制等の実態に則したセグメント区分に見直しを 行った結果、従来「産業用電子機器」セグメントに区分していた「コンピュータ・システム及びネット ワーク」につきましては、当下半期より「電子部品」セグメントに区分するとともに、当該セグメント の名称を「電子部品・情報通信機器」へ変更いたします。

なお、変更後の各事業の主要製品及び当中間連結会計期間における外部顧客に対する売上高の連結売 上高に占める割合は、概ね次のとおりであります。

事業区分	主な製品	連結売上高に 占める割合 (%)
産業用電子機器	半導体製造装置、FPD(フラット・パネル・ディスプレイ)製造装置、その他	86. 3
電子部品・情報通信機器	半導体製品、ボード製品、ソフトウェア、一般電子 部品、コンピュータ・システム及びネットワーク等	13. 7

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

			間会計期間 17年9月30			間会計期間 18年9月30		要約	事業年度の は付け は は は は は は は は は は は は は は は は は は	表
区分	注記 番号	金額(音		構成比 (%)	金額(音		構成比 (%)	金額(音		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1 現金及び預金		109, 651			89, 826			126, 436		
2 受取手形	※ 3	371			137			689		
3 売掛金		121, 482			176, 505			143, 683		
4 たな卸資産		63, 747			86, 630			74, 457		
5 短期貸付金		67, 053			57, 137			67, 191		
6 その他		28, 762			30, 070			38, 321		
貸倒引当金		△ 64			△ 62			△ 69		
流動資産合計			391, 004	80. 9		440, 244	82. 5		450, 711	83. 0
Ⅱ 固定資産										
1 有形固定資産	※ 1									
(1) 建物		9, 257			9, 300			8, 935		
(2) その他	※ 2	20, 079			19, 479			19, 864		
有形固定資産計		29, 336			28, 780			28, 800		
2 無形固定資産		7, 145			6, 184			6, 717		
3 投資その他の資産										
(1) 関係会社株式	※ 4	39, 280			41, 038			39, 235		
(2) その他		17, 205			17, 624			17, 984		
貸倒引当金		△ 364			△ 304			△ 365		
投資その他の 資産計		56, 121			58, 358			56, 853		
固定資産合計			92, 603	19. 1		93, 322	17. 5		92, 371	17. 0
資産合計			483, 607	100.0		533, 567	100.0		543, 082	100. 0

			引会計期間			間会計期間		前要約	事業年度の は付け照得	表
		(平成1	7年9月30		(平成18年9月3			要約貸借 (平成18年3		
区分	注記 番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(音	万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 買掛金		64, 208			95, 969			93, 817		
2 短期借入金	※ 5	194						_		
3 一年以内償還 予定社債		24, 500			5, 500			24, 500		
4 未払法人税等		10, 147			16, 243			18, 032		
5 前受金		19, 799			24, 287			24, 661		
6 賞与引当金		1, 221			1,771			1, 983		
7 役員賞与引当金					201			_		
8 製品保証引当金		12, 861			13, 701			12, 015		
9 訴訟損失引当金		73			_			_		
10 新株引受権		1,039			_			1,013		
11 その他		24, 543			25, 030			28, 225		
流動負債合計			158, 589	32.8		182, 704	34. 3		204, 250	37.6
Ⅱ 固定負債										
1 社債		35, 500			30,000			35, 500		
2 退職給付引当金		10, 385			11, 103			10,772		
3 役員退職慰労引当金		457			444			457		
4 関係会社投資等 損失引当金		6, 303			6, 627			6, 303		
5 預り保証金		0			0			0		
6 その他		_			984			440		
固定負債合計			52, 647	10. 9		49, 160	9. 2		53, 475	9. 9
負債合計		Ī	211, 237	43. 7	,	231, 864	43. 5		257, 725	47. 5
(資本の部)		Ī			,					
I 資本金			54, 961	11. 4		_			54, 961	10. 1
Ⅱ 資本剰余金										
1 資本準備金		78, 023						78, 023		
2 その他資本剰余金										
自己株式処分差益		_			_			55		
資本剰余金合計			78, 023	16. 1		_			78, 078	14. 4
Ⅲ 利益剰余金										
1 利益準備金		5,660			_			5,660		
2 任意積立金		125, 962			_			125, 962		
3 中間(当期) 未処分利益		20, 647			-			31, 614		
利益剰余金合計			152, 269	31. 5		_	_		163, 237	30.0
IV その他有価証券 評価差額金			2, 895	0.6		_			4, 197	0.8
V 自己株式			△15, 779	△ 3.3		_	_		△15, 116	△ 2.8
資本合計			272, 370	56. 3		_	_		285, 357	52. 5
負債資本合計			483, 607	100.0		_	_		543, 082	100.0

		前中間会計期間末			当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照 (平成18年3月31		表	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			_			54, 961			_	
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		_			78, 023					
(2) その他資本 剰余金		_			136					
資本剰余金合計			_			78, 159			_	
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金 (2) その他利益 剰余金					5, 660					
判宗金 特別償却準備金					1, 334					
別途積立金					142, 500					
繰越利益剰余金		_			29, 618			_		
利益剰余金合計	1 1		_		20,010	179, 113			_	
4 自己株式			_			$\triangle 14, 127$			_	
株主資本合計						298, 106	55.8			
II 評価・換算差額等						230, 100	00.0			
1 その他有価証券						0 400				
評価差額金			_			3, 402			_	
2 繰延ヘッジ損益			_			△ 326			_	
評価・換算差額等 合計			_	_		3, 075	0.6		_	_
Ⅲ 新株予約権	※ 6		_			519	0. 1		_	_
純資産合計						301, 702	56. 5			_
負債純資産合計			_	_		533, 567	100.0			_

【中間損益計算書】

		前中	前中間会計期間		当中間会計期間			前事業年度の 要約損益計算書		
		(自 平) 至 平)	成17年 4 月 成17年 9 月	1日 30日)	(自 平) 至 平)	成18年 4 月 成18年 9 月	1日 30日)	(自平)	成17年4月 成18年3月	1日
区分	注記 番号	金額(百	万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高			286,784	100.0		327,277	100.0		572,019	100.0
売上原価			247,175	86.2		275,016	84.0		488,641	85.4
売上総利益			39,608	13.8		52,261	16.0		83,378	14.6
販売費及び一般管理費			21,360	7.4		23,476	7.2		45,516	8.0
営業利益			18,248	6.4		28,785	8.8		37,861	6.6
営業外収益	1		3,290	1.2		5,752	1.8		9,384	1.6
営業外費用	2		1,023	0.4		1,919	0.6		2,409	0.4
経常利益			20,515	7.2		32,618	10.0		44,836	7.8
特別利益			1,654	0.5		595	0.2		1,806	0.3
特別損失	3		940	0.3		590	0.2		1,602	0.2
税引前中間 (当期)純利益			21,229	7.4		32,623	10.0		45,040	7.9
法人税、住民税 及び事業税	5	7,394			11,183			15,158		
法人税等調整額	5		7,394	2.6		11,183	3.4	624	15,783	2.8
中間(当期)純利益			13,835	4.8		21,440	6.6		29,256	5.1
前期繰越利益			6,811						6,811	
自己株式処分差損			0							
中間配当額									4,453	
中間(当期) 未処分利益			20,647						31,614	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							
	√π → Λ	資本剰余金						
	資本金 —	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計				
平成18年3月31日残高(百万円)	54, 961	78, 023	55	78, 078				
中間会計期間中の変動額								
特別償却準備金の積立								
特別償却準備金の取崩								
別途積立金の積立								
剰余金の配当								
役員賞与								
中間純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			80	80				
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	_	-	80	80				
平成18年9月30日残高(百万円)	54, 961	78, 023	136	78, 159				

		株主資本							
			利益剰余金						
		7	の他利益剰余	金	利益剰余金	自己株式	株主資本		
	利益準備金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5, 660	1, 462	124, 500	31,614	163, 237	△ 15, 116	281, 160		
中間会計期間中の変動額									
特別償却準備金の積立		396		△ 396	_				
特別償却準備金の取崩		△ 523		523	_				
別途積立金の積立			18,000	△ 18,000	_		_		
剰余金の配当				△ 5,348	△ 5,348		△ 5,348		
役員賞与				△ 215	△ 215		△ 215		
中間純利益				21, 440	21, 440		21, 440		
自己株式の取得						△ 17	△ 17		
自己株式の処分						1,006	1,086		
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	_	△ 127	18,000	△ 1,996	15, 876	989	16, 946		
平成18年9月30日残高(百万円)	5, 660	1, 334	142, 500	29, 618	179, 113	△ 14, 127	298, 106		

	評価・換算差額等							
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	4, 197	_	4, 197	1,013	286, 371			
中間会計期間中の変動額								
特別償却準備金の積立					_			
特別償却準備金の取崩					_			
別途積立金の積立					_			
剰余金の配当					△ 5,348			
役員賞与					△ 215			
中間純利益					21, 440			
自己株式の取得					△ 17			
自己株式の処分					1, 086			
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△ 794	△ 326	△ 1,121	△ 494	△ 1,615			
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 794	△ 326	△ 1,121	△ 494	15, 331			
平成18年9月30日残高(百万円)	3, 402	△ 326	3, 075	519	301, 702			

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券	(1) 有価証券	(1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式	子会社株式及び関連会社株式	子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法によ	同左	同左
っております。		
その他有価証券	その他有価証券	その他有価証券
時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
中間決算日の市場価格等	中間決算日の市場価格等	決算日の市場価格等に基
に基づく時価法によって	に基づく時価法によって	づく時価法によっており
おります。(評価差額は全	おります。(評価差額は全	ます。(評価差額は全部資
部資本直入法により処理	部純資産直入法により処	本直入法により処理し、
し、売却原価は総平均法	理し、売却原価は総平均	売却原価は総平均法によ
により算定しておりま	法により算定しておりま	り算定しております。)
す。) 時価のないもの	す。) 時価のないもの	時価のないもの
総平均法による原価法に	同左	同左
	刊在	刊在
(2) たな卸資産	(2) たな卸資産	(2) たな卸資産
個別法(ただし、保守用部品及	同左	同左
び貯蔵品については先入先出	[A/4.	IN/ZL
法)による原価法を採用してお		
ります。		
(3) デリバティブ	(3) デリバティブ	(3) デリバティブ
時価法によっております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	2 固定資産の減価償却の方法	2 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
定率法(ただし、平成10年4月	同左	同左
1日以降に取得した建物(建物		
附属設備を除く)については定		
額法)を採用しております。		
なお、主な耐用年数は次のと		
おりであります。		
建物 3~50年		
機械及び装置 2~11年		
(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
定額法によっております。	同左	同左
なお、自社利用ソフトウェア		
については、社内における利		
用可能期間(2~5年)に基づ		
く定額法を採用しておりま		
す。		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に 備えるため、支給見込額に基 づき当中間会計期間負担額を 計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、各事業年度 の発生時における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の 年数(4年)による定額法によ り按分した額を費用処理して おります。

数理計算上の差異は、各事業 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(4年)による定額法 により按分した額を、それぞ れ発生の翌事業年度から費用 処理しております。

- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

同左

(2) 賞与引当金

同左

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備 えるため、当事業年度におけ る支給見込額に基づき、当中 間会計期間負担額を計上して おります。

(会計処理の変更)

当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

これにより、営業利益、経常 利益及び税引前中間純利益は それぞれ201百万円減少してお ります。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、各事業年度 の発生時における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の 年数(4年)による定額法によ り按分した額を費用処理して おります。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

同左

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、各事業年度 の発生時における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の 年数(4年)による定額法によ り按分した額を費用処理して おります。

数理計算上の差異は、各事業 年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(4年)による定額法 により按分した額を、それぞ れ発生の翌事業年度から費用 処理しております。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(追加情報) 当社は、確定給付企業年金法 の施行に伴い、厚生年金基金 の代行部分について、平成17 年1月1日に厚生労働大臣か ら過去分返上の認可を受け、 平成17年7月22日に国に対し て返還額(最低責任準備金)の 納付を行っております。 なお、過去分返上認可により 修正された退職給付債務(返還 相当額)と実際返還額との差額 が当中間会計期間の損益に与 えている影響は軽微でありま す。		(追加情報) 当社は、確定給付企業年金法 の施行に伴い、厚生年金基金 の代行部分について、平成17 年1月1日に厚生労働大臣か ら過去分返上の認可を受け、 平成17年7月22日に国に対し て返還額(最低責任準備金)の 納付を行っております。 なお、過去分返上認可により 修正された退職給付債務(返還 相当額)と実際返還額との差額 が当事業年度の損益に与えて いる影響は軽微であります。
(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備 えるため、当社内規に基づ額 当社内規定基額 当中間では、取職役会には 当上し当は、取職役会には でででは、取職を でででは、 でででいる。 でででいる。 に、 でででででででででいる。 に、 ででででででいる。 に、 でででいる。 に、 でででいる。 に、 でででいる。 に、 でででいる。 に、 ででいる。 ででいる。 に、 ででいる。 ででい。 ででい	(5) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備 えるため、当社内規に基づり まるため、当社内規に基づり ます。 なおにての会には、取締役会にはも がででは、取がでは、のは、 は、のは、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、のは、 は、 は、 のは、 は、 は、 のは、 は、 は、 のは、 は、 は、 のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
(5) 製品保証引当金 製品の保証期間中のアフター サービスに対する費用の支出 に備えるため、過去の支出実 績に基づき将来の支出見込額 を計上しております。	(6) 製品保証引当金 同左	(5) 製品保証引当金 同左
(6) 関係会社投資等損失引当金 関係会社への投資等に係る損 失に備えるため、当該関係会 社の資産内容を勘案し、損失 負担見込額を計上しておりま す。	(7) 関係会社投資等損失引当金 同左	(6) 関係会社投資等損失引当金 同左
(7) 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に係る損失に備 えるため、その経過等の状況 に基づく損失負担見込額を計 上しております。		

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 リース取引の処理方法	4 リース取引の処理方法	4 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移	同左	同左
転すると認められるもの以外の		
ファイナンス・リース取引につ		
いては、通常の賃貸借取引に係		
る方法に準じた会計処理によっ		
ております。		
5 ヘッジ会計の方法	5 ヘッジ会計の方法	5 ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっており	同左	同左
ます。ただし、為替予約が付		
されている外貨建金銭債権債		
務等については、振当処理を		
行っております。		
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 デリバティブ取	同左	同左
引(先物為替予		
約)		
ヘッジ対象 外貨建金銭債権		
債務及び外貨建		
予定取引		
(3) ヘッジ方針	(3) ヘッジ方針	(3) ヘッジ方針
原則、外貨建取引は、取引成	同左	同左
約時(予定取引を含む)に成約		
高の範囲内で先物為替予約を		
利用することにより、為替変		
動リスクをヘッジしておりま		
す。		
(4) ヘッジ有効性評価の方法	(4) ヘッジ有効性評価の方法	(4) ヘッジ有効性評価の方法
キャッシュ・フロー変動の累	同左	同左
計額を比率分析しておりま		
す。 6 その他中間財務諸表作成のため	6 その仲中間野致菜主佐書のたり	6 その他財務諸表作成のための基
6 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	6 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税等の会計処理の方法	(1) 消費税等の会計処理の方法	(1) 消費税等の会計処理の方法
消費税等の会計処理は、税抜	(1) 相負税等の云訂処理の方法 同左	消費税等の会計処理は、税抜
方式によっております。な	門在	方式によっております。
お、「仮払消費税等」及び		MANICAD CAUTATO
「仮受消費税等」は相殺のう		
え、中間貸借対照表上流動資		
産の「その他」に含めて表示		
しております。		
(2) 連結納税制度の適用	(2) 連結納税制度の適用	 (2) 連結納税制度の適用
当中間会計期間から連結納税	連結納税制度を適用しており	当事業年度から連結納税制度
制度を適用しております。	ます。	を適用しております。
	· · · ·	

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
当中間会計期間から、「固定資産		当事業年度から、「固定資産の減
の減損に係る会計基準」(「固定資産		損に係る会計基準」(「固定資産の減
の減損に係る会計基準の設定に関す		損に係る会計基準の設定に関する意
る意見書」(企業会計審議会 平成14		見書」(企業会計審議会 平成14年8
年8月9日))及び「固定資産の減損		月9日))及び「固定資産の減損に係
に係る会計基準の適用指針」(企業会		る会計基準の適用指針」(企業会計基準を見る。アポリケスには、日本の
計基準委員会 平成15年10月31日 企 業会計基準適用指針第6号)を適用し		準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用してお
ております。		ります。
これにより、税引前中間純利益が		これにより税引前当期純利益が418
418百万円減少しております。		百万円減少しております。
なお、減損損失累計額について		なお、減損損失累計額について
は、改正後の中間財務諸表等規則に		は、改正後の財務諸表等規則に基づ
基づき当該資産の金額から直接控除		き当該資産の金額から直接控除して
しております。	//S/II.	おります。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関	
	する会計基準等) 当中間会計期間から「貸借対照表	
	の純資産の部の表示に関する会計基	
	準」(企業会計基準委員会 平成17年	
	12月9日 企業会計基準第5号)及び	
	「貸借対照表の純資産の部の表示に	
	関する会計基準等の適用指針」(企業	
	会計基準委員会 平成17年12月9日	
	企業会計基準適用指針第8号)を適用	
	しております。 これによる損益に与える影響はあ	
	りません。	
	なお、従来の「資本の部」の合計	
	に相当する金額は301,508百万円であ	
	ります。	
	中間財務諸表等規則の改正によ	
	り、当中間会計期間における中間貸	
	借対照表の純資産の部は、改正後の	
	中間財務諸表等規則により作成しております。	
	409より。 (企業結合に係る会計基準等)	
	当中間会計期間から「企業結合に	
	係る会計基準」(企業会計審議会 平	
	成15年10月31日)及び「事業分離等に	
	関する会計基準」(企業会計基準委員	
	会 平成17年12月27日 企業会計基準 第7号)並びに「企業結合会計基準及	
	第 7 号)並びに「企業指令芸訂基準及 び事業分離等会計基準に関する適用	
	指針」(企業会計基準委員会 平成17	
	年12月27日 企業会計基準適用指針第	
	10号)を適用しております。	
	これによる損益に与える影響はあ	
	りません。	

前中間会計期間	当中間会計期間		前事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自	平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至	平成18年3月31日)
	(自己株式及び準備金の額の減少等に		
	関する会計基準等の一部改正)		
	当中間会計期間から、改正後の		
	「自己株式及び準備金の額の減少等		
	に関する会計基準」(企業会計基準委		
	員会 最終改正平成18年8月11日 企		
	業会計基準第1号)及び「自己株式及		
	び準備金の額の減少等に関する会計		
	基準の適用指針」(企業会計基準委員		
	会 最終改正平成18年8月11日 企業		
	会計基準適用指針第2号)を適用して		
	おります。		
	これによる損益に与える影響はあ		
	りません。		
	中間財務諸表等規則の改正によ		
	り、当中間会計期間における中間財		
	務諸表は、改正後の中間財務諸表等		
	規則により作成しております。		
	(ストック・オプション等に関する会		
	計基準等)		
	当中間会計期間から「ストック・		
	オプション等に関する会計基準」(企		
	業会計基準委員会 平成17年12月27日		
	企業会計基準第8号)及び「ストッ		
	ク・オプション等に関する会計基準		
	の適用指針」(企業会計基準委員会		
	最終改正平成18年5月31日 企業会計		
	基準適用指針第11号)を適用しており		
	ます。		
	これにより、営業利益、経常利益		
	及び税引前中間純利益はそれぞれ40		
	百万円減少しております。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度末 (平成18年3月31日)
※ 1	有形固定資産の減価償却累計 額 31,047百万円	※ 1	有形固定資産の減価償却累計 額 31,351百万円	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 31,300百万円
※ 2	国庫補助金等により有形固定 資産(土地)の取得価額から直 接減額した額 458百万円	※ 2	同左	※ 2	同左
* 3		※ 3	中間会計期間末日満期手形の 会計処理については、手形交 換日をもって決済処理してお ります。 なお、当中間会計期間末日が 金融機関の休日であったた め、次の中間会計期間末日満 期手形が、中間会計期間末残 高に含まれております。 受取手形 15百万円	* 3	
※ 4	固定資産の投資その他の資産 に計上した「関係会社株式」 のうち、3百万円については 貸株に供しております。	※ 4	同左	※ 4	同左
※ 5	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。当座貸越極度額及び貸出コミッ 83,300百万円トメントの総額借入実行残高 194百万円差別額 83,106百万円	※ 5	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 5 行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。当座貸越極度額及び貸出コミッ 83,300百万円トメントの総額借入実行残高 一百万円差別額 83,300百万円	※ 5	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミッ 83,300百万円トメントの総額借入実行残高 一百万円差引額 83,300百万円
※ 6		※ 6	新株引受権付社債の新株引受権(当中間会計期間末479百万円)は、「新株予約権」に含めて表示しております。	※ 6	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1営業外収益の主要項目受取利息360百万円受取配当金1,433百万円固定資産賃貸料821百万円	※1営業外収益の主要項目受取利息507百万円受取配当金4,134百万円固定資産賃貸料795百万円	※1営業外収益の主要項目受取利息804百万円受取配当金5,862百万円固定資産賃貸料1,596百万円
※2営業外費用の主要項目支払利息13百万円社債利息358百万円固定資産賃貸費用483百万円	※2営業外費用の主要項目支払利息20百万円社債利息176百万円固定資産賃貸費用432百万円	※2営業外費用の主要項目支払利息27百万円社債利息567百万円固定資産賃貸費用896百万円
※3 減損損失 当社は、原則として遊休資産及び 保養所等の非事業用資産については 個別案件ごとに、事業用資産について は損益管理を合理的に基ででは す。 当中間会計期間におい損産にです。 当中間会計期間におい損産にでが がなめられた一部事業用価額まとし当訳は し、当時間会計期間においる減損時間会計期間における減損失の内訳は 関係をしている。 場所 用途 種類及び 対別を は、額特別は 対別を は、額特別は 対別を は、額特別は 対別を は、額特別は 対別を は、額特別は 対別を は、額特別は 対別であります。 場所 用途 を は、額特別は 対別を は、1年間は は、	*3	※3 減損損失 当社は、原則として遊休資産及び保養所等の非事業用資産については個別は強益管理を合理分に基でを発展を選集を受ける。 当事業年度におけるが認いである。 当事業年度におけるが認いである。 当事業年度におけるが認いである。 当事業年度におけるが認いである。 当事業年度におりである。 当事業年度におりである。 当事業年度におりでを行って、継続が認いによりである。 当事業年度におけるが認いにおいるのでは、というである。 当事業年度におけるが認いによりである。 当事業年度におけるが認いによりである。 当事業年度におけるが認いによりである。 当事業年度におけるが認いによりである。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度においるのでは、というである。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度におけるが認います。 当事業年度の対象が、というである。 「根表が、自身によりでは、自身によりである。」 「は、自身によりでは、自身によりによりでは、自身によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
なお、回収可能価額については正 味売却価額により測定しており、正 味売却価額は、第三者による合理的 に算定された市場価格に基づき算定 しております。		なお、回収可能価額については正 味売却価額により測定しており、正 味売却価額は、第三者による合理的 に算定された市場価格に基づき算定 しております。
4 減価償却実施額 有形固定資産 1,464百万円 無形固定資産 1,066百万円	4 減価償却実施額 有形固定資産 1,407百万円 無形固定資産 1,119百万円	4 減価償却実施額 有形固定資産 3,185百万円 無形固定資産 2,173百万円
※5 当中間会計期間における税金 費用については、簡便法によ る税効果会計を適用している ため、法人税等調整額は「法 人税、住民税及び事業税」に 含めて表示しております。	※ 5 同左	* 5

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	2, 336	2	180	2, 158

(変動事由の概要)

増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少はストック・オプション行使によるものであります。

(リース取引関係)

(ケーヘ助		,									
(自 平	中間会計 成17年 4 成17年 9	月1日	1		(自 平成1	会計期間 8年4月1 8年9月30		((自 平成1	業年度 7年4月1 8年3月31	
リース物件の	所有権が	5借主に	移転す	リース	物件の所有	有権が借主	に移転す	リース	物件の所を	有権が借主	に移転す
ると認められ	るものじ	人外のフ	アイナ	ると認	められる	もの以外の	ファイナ	ると認	められる。	もの以外の	ファイナ
ンス・リース	取引			ンス・	リース取引	, [ンス・	リース取引		
(1) リース	物件の	取得価額	額相当	(1)	リース物	件の取得値	西額相当	(1)	リース物	件の取得	価額相当
	価償却累		当額及			賞却累計額		1	額、減価價	賞却累計額	相当額及
び中間	期末残高	相当額			び中間期末	天残高相当額	Į		び期末残高	所相当額	
工具器具 及び備品 (百万円)	機械 及び装置 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		工具器具 及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		工具器具 及び備品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額 2,432	216	76	2, 726	取得価額 相当額	3, 746	76	3, 823	取得価額 相当額	2, 794	78	2, 872
減価償却 累計額 1,350 相当額	216	42	1,609	減価償却 累計額 相当額	2, 081	56	2, 138	減価償却 累計額 相当額	1,681	51	1, 733
中間期末 残高 1,082 相当額		34	1, 116	中間期末 残高 相当額	1,664	20	1,685	期末残高 相当額	1, 112	26	1, 139
なお、取 過リー 固定 当 ある 割 込 み ま で 。	料中間期 の中間期 が低いた	末残高 開末残高 こめ、支	が有形 等に占 払利子		ŗ	司左		過 資 が	リース料類 産の期末を 低いため、	西額相当額 期末残高が 桟高等に占 支払利子 ごおります。	有形固定 める割合 込み法に
9。 (2) 未経過 相当額	リースギ	∤中間期	末残高		未経過リー 相当額	ース料中間	期末残高		未経過リー 額	ース料期末	残高相当
1 年以	内	613	百万円		1年以内	6	56百万円		1年以内	Ę	586百万円
1年超		503	百万円	_	1年超	1, 0	28百万円	_	1年超	Ę	552百万円
合計		1, 116	百万円		合計	1, 6	85百万円		合計	1, 1	139百万円
(4) 減価償	額残残、て ー ー 一 切高高支お ス ス カリ 料 相 料 相 当	経過リア 経過リア に 上子 は で は は は は は は は は は は は は は	ー資割法 償 百百方法 料のがよ 費 円円法	;	支払リーン 相当額 支払リース 減価償却費 減価償却費	司左 ス料及び減 ス料 4 費相当額 4 費相当額の第 司左	31百万円 31百万円	相残等払り(3)	当高に利ま支相支減減に、利息では有め込みでは、利力では、利力では、利力では、利力では、利力をは、利力をは、利力をは、利力をは、利力をは、利力をは、利力をは、利力を		ス料期末 期末残 ためして 定 に値 ば却費 762百万円 762百万円
	額を零と おります		額法に								

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	200	16, 704	16, 504

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	200	17, 216	17, 016

前事業年度末(平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	200	18, 368	18, 168

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成18年11月14日開催の取締役会において中間配当実施について次のとおり決議しました。

イ 中間配当金の総額

7,495百万円

ロ 1株当たり中間配当金

42円00銭

大払請求権の効力発生日及び支払開始日

平成18年12月7日

(注) 平成18年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類 事業年度 第43期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 平成18年6月23日関東財務局長に提出。
- (2) 訂正発行登録書平成18年6月23日関東財務局長に提出。
- (3) 発行登録書(社債)及びその添付書類 平成18年11月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成17年12月9日

東京エレクトロン株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高 橋 勉 飽 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 卿

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載のとおり、会社は、当中間連結会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準 を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別 途保管しております。

平成18年12月8日

東京エレクトロン株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別 途保管しております。

平成17年12月9日

東京エレクトロン株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 高 橋 勉 飽 業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 西 健 太郎 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第43期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

追記情報

「会計処理の変更」に記載のとおり、会社は、当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[※] 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別 途保管しております。

平成18年12月8日

東京エレクトロン株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、東京エレクトロン株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する 中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示している ものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[※] 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別 途保管しております。